令和2年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録												
1 開 催 日	令和2年3月17日(火)											
	開 会 13時 59分											
2 開会及び閉会	閉 会 15時 18分											
3 出 席 委 員	教	(育	;	長		菅	野	和	É	Ę	
	委				員		石	井	希	典	É	
	委				員		妹	尾	直	J		
	委				員		片	Щ	美	킽	<u> </u>	
	委				員		河	内	智	身	ŧ	
4 会議出席者												
職名	氏		名		聑	哉	名		E	E	Ź	占
教育次長	石 扌	#	雅	裕	教育次長				岡	林	敏	隆
次長 (教育総務部長兼務)	赤 里	野	政	治	学校教育	部長			奥	橋	健	介
生涯学習部長	重水	公	浩二	郎	教育企画	総務課長			小	林	芳	由
教育給与課長	神	原		徹	教職員課:	Ę			島	田	和	男
教職員課課長補佐	名	合		淳	就学課長				東	谷	-	徹
保健体育課課長	力を	ケ	孝	典	生涯学習記	課長			渕	田	裕	之
市民生活局スポーツ文化部 スポーツ振興課長	舩;	于	秀	樹	岡山っ子 ⁻ こども企i			支援部	藤	井		勝
岡山っ子育成局子育て支援部 地域子育て支援課長	村札	公	弥	生	岡山っ子 [*] 育部幼保)			幼児教	疋	田	洋	_
学校施設課課長補佐	藤日	H	光	_								
事務局 (教育企画総務課課長補佐)	澤名		好太	郎	事務局 (教育企画	「総務課 [:]	上事)		友	次	紗	都美
5 議題及び結果												
報告第 11 号 専決処理の											承	認
,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	即の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について) 承 認明の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について) 承 認								認認			
	り報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について) 承り報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について) 承							認認				
	つ報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)							承	認			
									可決			
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									可決可決			
カ O 7 既未 門田川立り	小子仅为	X U	.1,4	-1人 (/ 秋月 椒貝	マノ 小口 一ナマ	ナバード	ュる木	フリル四年ま	1	까禾	<u>√</u> 1/√

規則の一部を改正する規則の制定について 第 9 号議案 岡山市立幼稚園の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置 原案可決 に関する規則の制定について 教育長等の報告「令和2年2月15日(土)~令和2年3月13日(金)] 2/28おかやまっこチャレンジアッププロジェクト推薦実践校 表彰式【中止】 指導課 2/29岡山市学校支援ボランティア「学生シンポジウム」【4/25 に延期】 生涯学習課 石井委員 ○ おかやまっこチャレンジアッププロジェクト推薦実践校表彰式であるが、今 回2つの事業のうち一方が中止になっており、もう一方延期ということで記載 がされている。ほかの事業も含めて、延期や中止になるものが非常に多いと思 うが、今現時点の方針等をお伺いできたらと思う。 ○ おかやまっこチャレンジアッププロジェクトというのは、表彰式自体が中止 学校教育部長 となったのだが、第3回の校長会の中で、表彰を行わせていただくという状況 で考えている。 ○ 岡山市学生支援ボランティアの説明もお願いする。 教育長 生涯学習課長 学校支援ボランティアの学生シンポジウムだが、これについては、年1回、 学生自らが企画運営ということで、実行委員会を作って準備をしてきた経過が ある。そういった中で、今回、2月25日の時点で2か月程度延期という判断 をさせていただいた。これは、13人の実行委員の方々がやりたいということ、 大多数の方がそういった申し出をされたということと、大学新4年生がほとん どであり、タイミング的には4月下旬ぐらいまでであればというようなことの 中で、延期とさせていただいているところである。また状況を見ながら、最終 的に実施するかしないかを判断する。 7 議事の大要 教育長 ○ ただいまから3月の岡山市教育委員会定例会、今年度最後の定例会になるが、 開会する。 傍聴希望の方はいらっしゃらないようである。 日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。 全委員 〈承認〉 ○ 本日1日限りとする。 教育長 こちらに2月の定例会の議事録があるので、順次ごらんいただき、問題がな ければご署名をお願いする。 日程第3、次に事業報告をご覧になって、何かご質問はないか。 全委員 ○ 次に、議事に入る前に、会議の公開、非公開をお諮りをする。 教育長 日程第5、第10号議案は任免、賞罰等の職員の身分取り扱い、その他人事 に関する事項として、会議規則第7条第1項第1号に該当するため、非公開と したいと思う。委員の皆様、いかがか。 全委員 〈承認〉 \bigcirc 教育長 ○ それでは、日程第5の第10号議案、非公開と決定する。 つぎに、日程第4、報告第11号、教育企画総務課からお願いする。 ○ 資料の1ページ、報告第11号、専決処理の報告についてをご覧いただきた 教育企画総務課

このたび、令和元年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案のうち、教育委員会分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕が

内容については、資料の2ページ、令和元年度岡山市一般会計補正予算(第

なかったため、3月5日に専決処理したものである。

長

11

5号) についてをご覧いただきたい。

歳出、第10款教育費の教育委員会分の補正前の額460億4,619万1,000円に対し、34億3,500万円を増額し、補正後の額は494億8,119万1,000円となる。

今回の補正予算は項目が多いため、工事請負費の入札残や消耗品費などの不 用額が生じる見込みの事業費の減額調整については説明を省略させていただ く。

それでは、資料の3ページをご覧いただきたい。

第1項教育総務費、第5目事務局費、教育情報化推進費の補正額のうち、学校情報通信ネットワーク環境施設整備費15億7,200万円及び学校情報機器整備費12億60万円は、国の補正予算に呼応してICT環境を整備するものである。

資料の4ページをご覧いただきたい。

第5項小学校費、第1目学校管理費、学校施設管理費の補正額のうち、旭竜小学校ほか3小学校のトイレ洋式化事業費8,454万円、豊小学校のエレベーター整備事業4,640万円、岡山中央小学校の天井改修事業費600万円は、国庫補助の内示を受けて計上するものである。また、学校教育施設等整備基金積立金10億543万5,000円は、学校施設長寿命化事業等に係る積み立てを行うものである。

資料の5ページをご覧いただきたい。

第10項中学校費、第1目学校管理費、学校施設管理費の補正額のうち、吉備中学校のトイレ洋式化事業費1億1,996万円、竜操中学校のエレベーター整備費5,460万円、御津中学校の空調設備更新費2,780万円は、国庫補助の内示を受けて計上するものである。

資料の6ページをご覧いただきたい。

第25項社会教育費、第35目美術館運営費の補正額のうち、美術品購入準備基金積立金300万円は、寄附金を基金に積み立てるものである。

資料の7ページをご覧いただきたい。

第30項保健体育費、第15目学校給食費、学校教育施設等整備基金運営費の補正額のうち、学校教育施設等整備基金積立金2,522万3,000円は、学校給食民間委託による経費削減分等を基金に積み立てるものである。

資料の7ページの繰越明許費補正(追加)及び8ページの(変更)をご覧いただきたい。

これらのうち、教育情報化推進事業及び中学校と小学校費の学校施設改修事業は、先ほどご説明した国庫補助内示及び国補正に伴うものであり、その全額について繰り越しを行うものである。

教職員給与管理事業1,199万5,000円は、教職員給与等管理システム改修費について、旧県費負担教職員の給与に関する経過措置の延長に伴い、年度内の完了が困難となり、繰り越しを行うものである。学校給食事業1,454万4,000円は、新栄養計算システム改修費について、新システムの開発スケジュールがおくれたため、年度内の完了が困難となり、繰り越しを行うものである。公民館建設事業の変更額8,448万円は、土地購入費について、上道公民館整備に係る土地収用法に基づく事業認定手続が予定よりおくれたため、年度内完了が困難となり、繰り越しを行うものである。

以上で令和元年度岡山市一般会計補正予算(第5号)のうち、第10款教育 費の教育委員会分についての説明を終わる。

なお、今回の補正予算については、3月13日の市議会本会議で議決されたことを申し伝える。

以上で説明を終わる。

引き続き、9ページ以降の補足資料に沿って、各担当課からご説明する。

○ 補足資料のまずGIGAスクールについてである。

就学課長

GIGAスクール構想によって、この前もお話を若干させていただいたと思うが、校内LANを全ての子供1人に1台の環境をつくるための工事、130校全て行う。それから、たちまち来年度については、今年度の補正予算なのだが、繰り越して来年度中の調達になるので、来年度は小学5年生、小学6年生、中学校1年生と教員の指導用、合計2万900台を整備するものである。

事業費については記載のとおりである。

教育長 学校施設課長

- それでは、次。
- それでは、10ページをご覧いただきたい。 事業名は、小中学校トイレ洋式化事業である。

これは、令和元年12月19日に国庫補助内示を受けて、令和2年度の当初 予算から前倒しをして計上するものである。原則として、トイレの洋式化率の 低いものから順次整備を進めるというものになっている。対象校は記載のとお りであるが、吉備中学校については下水道接続に伴う切替えとして整備を行う ものである。

事業費については記載のとおりである。

次に、11ページ、小中学校エレベーター整備事業についてご説明申し上げる。

事業の趣旨としては、岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針に基づいて、ストレッチャーが搭乗可能なエレベーターを整備するものである。こちらも令和元年12月19日に国庫補助内示を受けて、令和2年度当初予算から前倒し計上したものである。

事業内容としては、豊小学校、竜操中学校に13人乗りのストレッチャー対応のトランク付エレベーターをそれぞれ1基整備するものである。現在、今年度末までを工期として設計を進めており、豊小学校については今年の年末、竜操中学校については来年度末までの使用開始を目指している。

事業費については記載のとおりである。

最後に12ページ、学校施設長寿命化事業に係る積立金についてである。

この長寿命化計画については、1月28日の定例会においてご報告をさせていただいたものになるが、この計画に基づいて整備を行う予算について、年度ごとにばらつきが生じてしまうので、このばらつきを抑えるために岡山市学校教育施設等整備基金に積み立てを行い、歳出額の大きくなる年度に取り崩すことで財政負担の平準化を目指そうとするものである。

事業内容としては、長寿命化計画の第1期である令和3年度から7年度の事業費の市の平均負担額を超える年度に基金の取り崩しを行い、予算の平準化を行っていく。現計画では負担額の平均額が約24億円と試算しているので、今年度、10億円の積み立てを行い、計画表のとおり取り崩しを行っていく。

- 報告第11号について説明があったが、何かご質問やご意見はないか。
- GIGAスクール構想について教えていただきたい。パソコン端末を整備されると、どうしても保管庫も必要になる。イメージすると、タブレットなので小さいのかもしれないが、40台のタブレットが入って充電できるような保管庫を各教室に置くとなると、それを置く場所も困るのではということと、充電はどうするのか。充電を特定のクラスが一斉にやってしまうと、非常に電圧がかかってしまうと思われるので、そのあたりのことを教えていただきたい。
- まず、予算の中に入っているのかということについては、もうこの中に全ての普通教室、特別支援教室に充電保管庫を入れる工事も合わせて入っている。充電保管庫は、奥行き50センチくらいのロッカーにしたくらいのものになる。それに40台入れて、鍵がかかって保管をしながら充電をすると。実際に置き場がなかなかないので、現実的に今考えているのは、教室の黒板に向かって右前ぐらいしかないかなというところで、設置作業を1年間で全部やらないといけないので、大変なのだが、そのあたりである程度想定しながら、ネットワークの工事とあわせて設置をしていこうと思っている。

教育長 河内委員

就学課長

河内委員

学校教育部長

就学課長

教育長 片山委員

就学課長

充電の電力については、確かに心配されているところもあるのだが、今、この保管庫は、一気に電圧がかからないように1台ずつ充電をしていくような装置になっているので、特別に電源を新たに確保することは今のところ、弱い電力しかないところは別だが、今のところは納まるという想定で準備をしている。

- 以前お聞きした時は、この整備をして、実際に稼働して授業が行われていくのは少し先になっていくということだったのだが、一番心配なのは教員の研修である。なかなか一人一人の教員がこれを使いこなして授業の中で活用していくというのが大きなハードルであるという感じがする。教育研究研修センターで、例えば大勢の職員が一斉に研修を受けることも難しいし、センターの職員が、大勢それぞれの地域に行って研修していくということも難しい。一人一人の教員へ行き渡る研修体制をどのように組んでいくかというのが描かれてはないと思うのだが、もし何かそういう計画があれば教えていただきたい。
- まだGIGAスクール構想自体が昨年度末に出たばかりで、それに即対応で きるような研修は、実際組めていない。ただ、ICTの活用ということで、施 行している小学校・中学校はあり、そういうところから実績をもとにやってい くという形になると思う。当初は各代表担当者に研修に出てきていただいて、 校内に広めていただくというのが中心になるのかなというふうには思ってい る。ただ、このタブレットも、前回、担当の課のほうから説明があったように、 いきなり4月からそろうものでは当然なくて、おそらく、来年度の末ぐらいに ならないと入らないのではということもあるので、まずは5年生、6年生、中 学校1年生あたりの先生方を中心にはしていくと思う。ただ、今の構想を聞い ていると、例えば小学校だったら、45分間、タブレットを持ちっ放しで授業 をするとか、そんな授業ではなくて、時々折に触れて触ってみるとか、また教 科書採択でも委員にQRコードを見ていただいたと思うが、それを使用して音 声をとったり画像をとったりしながら、触れていくことになると思う。またそ れと並行して、委員が言われたように、教員の研修というのは早急に計画を立 てていかないといけないなということで、教育研究研修センターが動いている はずである。
- 調達時期なのだが、何分莫大な数である。今の世界情勢とか関係するような話になってくる。その中で岡山市は、政令市の中で一番くらい早く手をつけているが、最初ぐらいだとは言いながらも、業者等々と話をすると、来年の1月、2月、3月ぐらい早くてもしてもらえないかという状況になっているので、今、学校教育部長の話があったように、3学期ぐらいに入るのではという状況。それまで教員の指導用端末も入らないので、その時期から本格的な研修を行っていくのかというふうに考えている。
- ほかにないか。
- それだけのタブレット等が入ったら、多分メンテナンスというのも随分大変だと思うのだが、それが担任の先生とか担当に、全部かかってくると、もう働き方改革なんか言っていられなくなると思うが、そういう意味で、メンテナンスで技術的にサポートしてくださるシステムというのは今後どうなるのか、もしあれば教えてほしい。
- 一応、さまざまなメンテナンスがあるのだが、例えば故障とか、修理等については、今も一括で就学課のほうで対応している。台数が莫大になるので、なかなかこれは、実は大変なところではあるのだが、金額上のこともあって、至れり尽くせりの契約はなかなか難しいということで、その辺の保証対応等もある程度対応していかなければいけないと。ただ、それ以外にネットワークのパソコンのアップデートとか、そういうものが自動でできる、教員がいちいち全員の子供たちを操作をするようなことがないようなものを、今、何種類かのOSのタブレット、しかも機能がついているタブレットの機器の中で、集中管理しながら、そういうことがセキュリティー面も含めて、パッケージで、さまざまなシステムの更新等もできるようなものを今選ぼうとしているところであ

る。

妹尾委員 就学課長

- どれぐらいの耐久性なのか。交換時期等わかる範囲で教えてもらいたい。
- 一般的に使用されているようなもので、ウィンドウズが入っているものは5年のリースという契約をしている。普通のノートパソコンも、一応教員が今使っているものについて、5年のリースなのだが、そうは言いながらも、そのパソコンが今の最新のOSをどこまで耐えられるかというのが大体の期限である。今も前回まで使っていたものもある程度しっかりしたものは、最後、ウィンドウズ10に今回入れかわるタイミングでかわったのだが、そのまま再リースというか、リースが終わったものを購入して使っているので、一定の目安は5年ぐらいなのかなというふうに見ている。ただ、子供がさわって運ぶものなので、落とすなどで、比較的置いて使うものよりはちょっと劣化が進むのではないかなというふうに思っている。ただ、今回が3学年分を1年間で入れるのだが、その後、数回に分けて入れて、合計で令和5年度の終わりに全部揃うということになるので、そこからまた何年かたって、その世代を変えていくような形になっていくのかなというふうには考えている。

石井委員

○ 初年度の対象が小学5年、小学6年、中学1年と教員ということになっているのだが、5年間かけて全員分ということにはなると思うが、その優先順位のところの初年度の3学年というのと、1台当たりの予算はあると思うが、ほかの自治体と比べてどうなのかというところを分かれば聞きたい。また、その仕様が大きく違うことはないとは思うのだが、何か違いがあるのかというところもお伺いしたい。

就学課長

○ まず、学年別にこの4年間でどう導入するかということなのだが、一応岡山市の導入の方法は、今回、小学5年、小学6年、中学1年で、来年度が中学2年、中学3年、その次が小学3年、小学4年、最後に小学1年、小学2年。これは、一応国の出したガイドラインをそのまま採用している。自治体によっては若干変えたりしている。そもそも岡山市は、相当先に進んでいる。まだ遅れて動いていない自治体もあると聞いている。調達面だけを考えても相当な負担になるので、一応岡山市としてはその考え方で、その根拠も、プログラミング教育の対象になっている中学1年が今回導入するから、継続して使えるように中学2年、中学3年、というような上の学年からというのはそういう考え方で、国ガイドラインを示したのではないかなと思う。

機種については、今まず選択できる3つのOSが、現状入れているウィンドウズというものと、iOSiРadというもの、それからクロームOS、グーグルクローム、クロームブックと呼ばれるもの、この3種類が一応現実、実現の対象になるのだが、それぞれ一長一短があって、金額的なこともさまざまあって、その中でそれぞれ選択を、一番、現状、岡山市のやり方と合っているもの、使い勝手のいいもの、安全性が高いと思われるもの、そして今の予算の中におさまっているもの。一応4万5,000円というのが補助の上限額である。なるべくそこにおさまるような形で、選択しようとしている。当然、それまでに何を入れるかによっても影響するので、自治体もこれだけがいいということではなくて、それぞれの条件によってさまざまな、継続性も含めてこれがいいのではないかということで、特性を考えて選択をしておるものと思っている。

石井委員

○ 教員の方々の苦労というのももちろんあると思うが、本来の目的は子どもたちのICTの能力を高めるというのがあると思うのだが、教員の働き方改革につながる使い方というのも、後々は推進されていってほしいという思いもあるのだが、そういう意味合いでの導入というのも考えられているか。

就学課長

○ 慣れていないことなので、当初はやはり負担はある程度あると思う。例えば、今も機種の選択の条件の一つとして、ドリル的な機能、そういうソフトが入っているかとか、入っているものを今選ぼうとしている。児童・生徒が各自実習しながら、先生がそれを全体管理できる機能等そういうふうなものを入れようとしているので、長い目で見ると当然今まで板書に書かなければならなかった

ものを投影しながら見せるとか、慣れていくと負担は減っていくと思う。そう いう工夫ができる基盤にはなり得ると考えている。 ○ ほかにないか。 ○ 小中学校エレベーター整備事業のところで、豊小学校と竜操中学校が選定さ れた理由について、改めてお伺いできたらと思う。 ○ 実は、豊小学校と竜操中学校にストレッチャーで生活をしている子どもさん が在籍をしている。以前からエレベーター設置について各方面からの要望もあ る中で、どこの学校にもというわけにいかないので、拠点校的なものを整備し ながら、まずはニーズのあるところへということで考えたのがこの2校である。 今後、こういった該当の子どもさんがおられた場合には、まずは豊小学校区、 竜之口小学校区の就学を進めるということを前提でこのようになってきてい る。今後またそういう子どもさんが出てきた場合に、じゃあ北区はどうなのか とか、南区はどうなのかというふうなことも出てくるので、実態とあわせて考 えていくのかなという整理をしているところである。 ○ 今現状で見れば、優先度が一番高いということで設置されるという理解と、 今後については拠点化を計画して、そこにできるだけ来ていただくという形を 考えられているということでよいか。 ○ そうである。 ○ ほかにないか。 ○ トイレの洋式化事業についてなのだが、今のエレベーター整備事業のところ と同じで、なぜこの対象校が選定されたのかということと、国庫補助が内示さ れなかった場合は、洋式化の改修っていうのは難しい状況が続くということに なるのか。予算のことも含めて教えていただければと思う。 ○ この学校を選定した理由は、小学校の場合は、洋式化率が低い順に4校選ん でいる。吉備中学校については、下水道の接続のタイミングが来たので、下水 道接続と同時に洋式化をするというので、吉備中学校を選んでいる。 予算については、やはり補助金の制度があるので、内示があって工事ができ るというのは一つのセットになっている。 ○ その補助というのは、毎年あるというふうに予定していても大丈夫なものな のか。 ○ 補助金制度は毎年ある。補助金申請をした学校が内示があるかどうかは、毎 年決まっていくということになっている。 ○ 岡山市の学校が選んでもらえるかどうかは、毎年この時期にならないと分か らないのか。 ○ そうである。 ○ 洋式化率について、トイレの全体の数分の洋式化の数なのか、生徒人数分の 洋式化されたトイレの数なのか。 ○ 便器の数である。全体の便器の数分の洋式便器の数である。 ○ 学校の生徒・児童の数が推移していくので、これについてはこれでいいかと 思うが、今後の検討の中で、人数というのも検討の材料の一つにはなってもい いのでは。大体は一致しているのだと思うが。 ○ 洋式化率だけでなく、児童・生徒の数も考慮して、長寿命化も考慮しながら やっていくのだが、トイレの洋式化もそういう要素も今後は考えていきたいと 思う。 ○ ほかにないか。

○ それでは、令和元年度岡山市一般会計補正予算(第5号)の教育委員会分だ

同じく日程第4、報告第12号、こども企画総務課からお願いする。

教育長

石井委員

石井委員

教育長

片山委員

岡林教育次長

学校施設課長

片山委員

片山委員

石井委員

石井委員

教育長

全委員

教育長

全委員

教育長

学校施設課長

学校施設課長

学校施設課長

学校施設課長

〈なし〉

〈承認〉

が、承認してよいか。

○ 第11号を承認する。

 \bigcirc

岡林教育次長

こども企画総務 ○ 報告第12号専決処理の報告についてご説明する。 課長 資料の13ページをお開きいただきたい。 令和元年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案のうち、岡山っ子育成局分 の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかっ たため、令和2年3月5日に専決処理したものである。 内容について、14ページをご覧いただきたい。 第20項幼稚園費、第1目幼稚園管理費は2,361万円余の減額で、市立 幼稚園の工事請負費等の不用費用である。積立金72万円余の増額は福谷幼稚 園の園舎売り払いに伴う積立金である。 続いて、第25項社会教育費、第5目社会教育振興費は306万円余の減額 で、放課後子ども教室実施委託料等の不用額である。 続いて、第30目自然の家費1,253万円余の減額は、少年自然の家運営 費の不用額と、国の補正に対応し、岡山市日応寺自然の森スポーツ広場の遊具 改修工事580万円余を令和2年度当初予算から今回の補正予算に前倒しして 計上するものである。来年度残りとなるため、繰越明許費の設置というのをし ている。 以上で岡山っ子育成局関係分の説明を終わる。 ○ 何かご質問、ご意見ないか。 教育長 全委員 〈なし〉 ○ それでは、原案どおり可決してよいか。 教育長 \bigcirc 全委員 〈承認〉 教育長 承認する。 続いて、報告第13号、スポーツ振興課のほうからお願いする。 スポーツ振興課 ○ 報告第13号専決処理の報告についてご説明する。 長 お手元の資料、15ページをご覧いただきたい。 令和元年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案のうち、スポーツ振興課分 の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかっ たため、令和2年3月5日に専決処理したものである。 資料16ページをご覧いただきたい。 内容は、保健体育費、体育振興費のうち、学校体育施設開放事業に係る委託 料及び工事請負費について、伊島小学校防球ネット改修工事の入札残等により 不用額514万9、000円を減額補正するものである。補正後の額は2、2 55万1,000円となる。 教育長 ○ 何かご質問、ご意見はないか。 全委員 \bigcirc 〈なし〉 ○ それでは、報告第13号、承認してよいか。 教育長 全委員 \bigcirc 〈承認〉 ○ 報告第13号を承認する。 教育長 続いて、報告第14号、保健体育課からお願いする。 保健体育課長 ○ 令和元年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計補正予算(第1号)案へ の同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和2年 3月5日に専決処理したものである。 内容については、18ページをご覧いただきたい。 共済会費歳入歳出同額で1,347万1,000円という形になるが、歳入 について、繰越金として前年度剰余金として100万4,000円、歳出につ いては同額を積立金として繰り越すものとして計上するものである。 ○ 第14号のほうであるが、何かご質問、ご意見ないか。

教育長 全委員 \bigcirc 〈なし〉

○ それでは、報告第14号、承認してよいか。 教育長

 \bigcirc 全委員 〈承認〉

教育長 ○ 報告第14号を承認する。 教育企画総務課 長

続いて、報告第15号、教育企画総務課からお願いする。

○ 資料の20ページ、報告第15号専決処理の報告についてをご覧いただきたい。

令和元年度岡山市一般会計補正予算(第6号)案のうち、教育委員会分の教育費及び災害復旧費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和2年3月10日に専決処理したものである。

今回の補正予算は、全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への緊急対策として計上したものである。

内容については、資料の21ページ、令和元年度岡山市一般会計補正予算(第6号)についてをご覧いただきたい。

歳出、第10款教育費のうち、教育委員会分の補正前の額494億8,119万1,000円に対して500万円を増額し、補正後の額は494億8,619万1,000円となる。

第30項保健体育費、第1目保健体育総務費、学校保健事業費の補正額500万円は、新型コロナウイルス感染症防止のためのマスク及びアルコール手指消毒剤を学校へ配布するものである。

次に、繰越明許費についてご説明する。

資料の第3項繰越明許費補正(追加)の学校保健事業500万円は、今回補 正計上した新型コロナウイルス感染症防止のためのマスク及びアルコール手指 消毒剤購入費の全額について、年度内に執行が困難なことから繰り越しを行う ものである。

- 報告第15号、補正予算(第6号)であるが、何かご質問、ご意見ないか。
- この500万円の消毒剤とマスクは、実際にもう購入できたということか。
- 今、予算が通って、業者のほうに問い合わせをしている最中である。予算計 上前からアルコールはポンプ式のものをということで、5リッター缶と合わせ て学校のほうにお配りをしていて、量的には問題はないのだが、ポンプが不足 しているということでお聞きしている。これについて、何とかポンプをという ことで、今、業者のほうに問い合わせているが、入荷のめどが立たない。入札 もできないような状態になっている。マスクについても同様の状況である。
- もし購入できるタイミングがずれてしまって、もう要らなくなったとなれば、 購入しないということになるわけか。
- 基本的には、どれだけこの状況が続くかというのが分からないので、少し時期が遅れても確保のほうはしていきたいと考えている。
- 終息宣言が出るまでは努力していくということでよいか。
- そうである。
- マスクは、教師用を対象に考えられているのか。
- 実際には、教師用ということではなく基本的には緊急用ということで考えている。学校生活の中で児童・生徒に限らず、やむを得ない場合に保健室で渡すという形の程度のもので考えている。皆さんにお配りするという量を確保できない。

教育長 全委員 教育長

- 報告第15号、承認してよいか。
- 〈承認〉
- 第15号、承認する。

それでは、日程第5、第6号議案、教職員課からお願いする。

教職員課長

○ 今回、岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程を一部改正するということを考えており、平成31年3月29日に、文部科学省のほうから平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項についてという通知がなされた。その中に、「児童生徒に対するわいせつ行為に対する処分の量定について免職以外の余地がある処分基準を設けている場合には、見直しを検討すること」という要請があり、それに応じてこのたび基準の規程を一部改正しようとするものである。

教育長 石井委員 保健体育課長

石井委員

保健体育課長

教育長 保健体育課長 河内委員 保健体育課長 資料の次のページを見ていただければと思うのだが、どのように変えるかということであるが、今現在、懲戒の基準の中に「幼児児童生徒関係」というのがある。そこの中に「わいせつ行為等」を加えるというものである。内容としては、「幼児児童生徒に対しわいせつな行為を行うこと。」、これについては免職、そして「幼児児童生徒に対しわいせつな言動等の性的な言動を行うこと。」、こちらについても免職、停職または減給というような形で加えてまいりたいと考えている。

次のページに新旧対照表を載せている。今までは現行にあるように、幼児児童生徒関係の中には体罰のみが含まれていたが、それに加えて、先ほどご説明したわいせつ行為等の2つの内容を加えるというものである。ご審議のほどよろしくお願いする。

教育長 片山委員

- 何かご質問、ご意見はないか。
- 現在、幼児児童生徒関係の体罰しか基準がなく、この度わいせつ行為等というのを新たに文部科学省から要請されて付加されるということだったのだが、例えば不適切発言とか、そういったものに対しての幼児児童生徒関係で、ほかの規程とかでも一切懲罰をされることはないのか。新たに加わる項目とは関係ないのだが、教えていただいてもよいか。

教職員課長

○ これは幼児児童生徒関係の中の振り出しとして、そういう項目があるという括りではあるのだが、そもそもの形としては、市の職員としての懲戒基準というのはある。なので、一般的な懲戒に当たる基準というのは、基本的には市の職員としてのものと同じものであり、それに加えて、今後、幼児児童のところの部分については体罰という項目があったということになるので、不適切な言動であったりとか、そういった信用失墜行為にかかわることであったりとか、そういったものについて、幼児児童生徒関係だけに特化してということではない。市全体の基準の中でそれ相応に適切に対応していくという形にはなっている。だが、あえてその幼児児童生徒関係のところにそういった項目を設けているということには、今現在はなっていないということである。

妹尾委員

○ このことについての文部科学省からの通知の趣旨というのが、平たく言うと、 免職以外の余地がある処分基準を設けている場合には、見直しを検討すること、 要するに免職以外の措置はもう講じないというふうな修正をしろと、そういう 意味なのか。

教職員課長

○ ご指摘のとおりである。今までも我々教育委員会としては、もし仮にそういったわいせつに関わるような事案が発生したら、厳しく対応してきたという形で思っていたのだけれども、このたびの通知で、文部科学省としては、全国的にわいせつ行為にかかわる懲戒処分というのが大変増えているという現状から、いわゆる通常の合意の有無とかということではなく、教員と子どもという判断能力のない方、それから上下の関係があるような中で、教育現場にいる者が子どもに対してわいせつ行為を働くということは、通常よりもさらに重罪であると。それは免職以外考えられないというような、そういう趣旨での考えというのが文部科学省の考えである。

妹尾委員 教職員課長 妹尾委員

- 高校生でもそのような判断になるということでよいか。
- そうである。
- 例えば故意に傷害を負わせてもそれは停職にとどまる一方で、わいせつ行為の場合は程度だとか状況等によって、免職しか選べないというのは、割合厳しいなと思ってしまうのだが。もちろん悪しきことであることは間違いないのだが、バランス的に見てもかなり厳しいというか。周知というのはもちろんされているのだろうけれども、このように罰則が変わったよというのは、広くアナウンスしないといけないのかなという気はするので、ご留意いただければと思う。

教職員課長

○ この基準を変えることについては、当然、きちんと周知してまいりたいと思う。

妹尾委員

○ 当たり前のことではあるのだけれども。ただ、もうこれしか選べないと言われると、法務に携わる者として、どんな情状があってもこれしかないというのは、なかなか厳しいなと、そういう気がしている。

教職員課長

○ 文部科学省からこういった厳しい対処についての通告があり、そして全国的にこの規程がないところは大変少ない中で指導があった。そういった中でこのように変えていくわけなのだけれども、実はこの内容については、組合との交渉というのが、勤務労働条件の中で必要になってくる条件であり、今現在、組合団体との交渉というのを進めているところであるので、4月1日の改正を行っていきたいと考えている。

石井委員

○ これは第三者の指摘によって、当人同士が否定してもこれは認定されるという位置づけのものなのか。

教職員課長

○ 当然、事実確認を行い、それに基づいて行うということにはなろうかとは思う。訴えによってのみ判断するということは今までもしていないし、しっかり 事実関係を確認した上でのことになろうかと思っている。

河内委員

○ 文部科学省は、児童・生徒に対するわいせつ行為に対する処分の量刑について、免職以外の余地がある処分基準を設けている場合には見直しをしなさいということは、文部科学省のほうはもう免職しかないということを言っているという理解でよいか。それを岡山市はあえて程度に分けて、それで免職、停職または減給という余地も残していたということか。

教職員課長

○ 実は、岡山市は子ども関係の中にわいせつ行為に関する事案というのは含まれていなかった。ただ我々としたら、先ほど申したように、事案によって厳しく対応してきたので、それできちんとできていると思っていたのだけれども、1つは、文部科学省が言っているのはきちんとそこに位置づけなさいということと、委員がご指摘になられているように、免職という規程がわいせつなことをしたことについてのものに規定しなさいと。ただ、先ほどあったように微妙な状況もあると。というところを受けて、1番目の免職というような、いわゆる法令等に違反しているような、極めて明らかな場合、これはもう即免職と。そして、そうでないようなケースの場合においても、免職という選択肢があるような、そういった条項を設けていくということが必要であるというのが、文部科学省が要請している内容にあり、全国的にもそういった作りに、ほとんどこのような形になる。文言とか縛り方は別なのだけれども、一応形としては、わいせつな行為を行った場合には免職、そしてそれ以外についても、そこから漏れたとしても悪質なものについては免職が行えるように規程を国の方は作りなさいと、そういったような趣旨である。

教育長 全委員 教育長

- それでは、第6号議案、原案どおり可決してよろしいか。
- 〈承認〉
- では、第6号議案、原案どおり可決する。 続いて、第7号議案、教育給与課から説明をお願いする。

教育給与課長

○ それでは、第7号議案岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方 針の制定についてをご説明する。

資料の25ページをご覧いただきたい。

これについては、去る3月12日の教育委員会の協議会の場でも申したが、昨年1月25日に文科省が公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものを制定し、これに基づいて、教育にかかわる教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資する、そして業務量の適切な管理等、教育委員会が講ずるということを具体的に定めていき、働き方改革を推進するという、そういう観点からこの方針を定めようとするものである。

26ページ以下、3ページにわたるところで、教育委員の皆様方からいろいろご意見、ご指摘等をいただいたものを反映させて案を策定している。趣旨としては、教育現場が今大変な状況であるというようなこと、そして国のほうは、

先ほど申したガイドラインを示し、また昨年は給特法を改正し、ガイドラインを法的拘束力を持つ告示に格上げをする中で、去る2月25日の教育委員会の場でご報告をしたが、岡山市の教育委員会としても条例案を提出し、教職員の業務負担等を図っていこうという、そういう姿勢を具体化する形で趣旨を定めている。対象者は、いわゆる先生と言われる教員の方で、事務職員等は三六協定の締結によって時間外労働を規制するもの、そして勤務時間の上限の方針については、学校にいる時間から休憩時間や自己研さんの時間を除くものとし、その上限を原則一月45時間、年間360時間とする。ただ特例的な扱いとして、年間720時間、1カ月で45時間を超える月を6月以内にし、最大100時間未満とする。そして、6カ月当たり平均80時間を超えないようにするという、特例的な扱いも設けている。

この在校等時間の把握について、速やかに、来年度の予算を委員会でご承認いただいたこともあり、客観的な記録を残せる仕組みというのを早急に設けていきたいと思っている。

最後、28ページになるが、教育委員会及び校長としては、そういう勤務時間の把握等々を行いながら、意識改革等も図っていき、この時間はできるだけ守っていけるように進めていきたいということと、一方では働き方改革を進めるに当たって、時間管理等というようなことももちろんだが、勤務時間が長くなった職員の産業医の面接とか、心身の健康問題について気安く相談が受けられるような体制も整えていくと、そういったものを方針ということで定めようと考えている。

教育長 石井委員

- ご意見、ご質問はないか。
- 4番の在校時間の把握というところ、まず把握をしっかりしていかれるという中で、傾向が出てくると思うので、いろんな対策をぜひ考えていただいて、 先生方の働き方改革を早く進めていただければなと思う。

あと一件だけ質問だが、一定時間こういった方の申し出があったら産業医による面接指導というのがあるのだが、この一定時間というのは、運用上の目安みたいなところで、80時間とか60時間とか45時間とかいろいろあると思うのだけれども、目安にしている時間というのはあるのか。

教育給与課長

○ 今の運用は80時間ということでやっている。引き続き、当面は80時間ということでやっていきたいと思うが、その時間を下回っていたとしても、少し心配であるとか、そういうことであればできるだけ気安く相談を受けられるような形で、周知を図っていきたいと思う。いたずらに時間だけを基準にして相談から遠ざけるというようなことはしないようにしたいと思う。

教育長

○ ほかにないか。○ 〈なし〉

全委員

○ それでは、第7号議案、原案どおり可決してよろしいか。

教育長 全委員

(承認)

教育長

○ 原案どおり可決する。 続いて、第8号議案、同じく教育給与課から説明をお願いする。

教育給与課長

○ それでは、第8号議案岡山市教育委員会岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明をする。

こちらだが、去る2月25日の教育委員会の場でご報告をした岡山市立の小学校及び中学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正だが、方針の説明のときに申したが、いわゆる給特法の改正に伴って、文部科学省が定めた指針の告示に基づき、岡山市でも教育委員会が教育職員のさまざまな健康や福祉の確保、ひいては教育の質を確保するという、そういう施策をとっていくという方針を条例案として提案をし、それについては、去る3月13日に市議会で議決されたところである。その条例の議決を受けて、具体的に、先ほどの方針にも含めているが、勤務時間の上限の部分についてのみは、ここの部分については

より責任体制も明らかになり、拘束性も強いという意味合いもあるので、教育 委員会の規則の中に定めようとしているものである。

具体的な内容については、30ページ、31ページをご覧いただければと思うが、先ほどの方針で申したとおり、1カ月45時間、1年間 360 時間、例外的な取り扱いとして1カ月100時間未満、年間 720時間、1カ月ごとに平均をした6カ月平均で80時間を下回る、それから45時間を超える月は6月ということを定めようとするものである。

なお、先日の条例の改正のときに申したとおり、現在、岡山市の教職員の給与については、平成29年4月の税源移譲のときから今年度末まで、岡山県の制度を適用して給与支払うということになっているが、それについて、1年間、激変緩和経過措置をさらに延ばして令和3年3月31日までということで、こちらのほうも条例案の議決をいただいたところだが、規則の中にもこの規定はあるので、3月31日までというところで改正をお願いしたいと思っている。

今申した具体的な内容だが、資料の32ページ、33ページにわたっているが、改正内容を新旧対照ということで掲げている。

- 第2条の2の計算方法が、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間をここまでにとどめる、業務を行う時間というものは在校時間ということでよいか。だから、学校に出てきてから帰るまでの時間から所定の勤務時間を引いた時間、これが要するに残業といって、45時間、年360時間に収めますという形だと思うが、この所定の勤務時間というのは、休憩は入るのか入らないのか。
- 所定の勤務時間には休憩時間は入らない。一日の定時勤務時間は7時間45 分ということになる。
- となると、休憩時間を含めて残業に入ってしまうということか。 4 5 時間の中に休憩時間は入っている話になる。
- 説明の仕方が余りよくなかったので、もう一度、整理をさせていただくが、ちょっと規則の文言から少し離れてわかりやすい話をすると、もともとの勤務時間というのが、教員の場合、1日7時間45分と決まっている。それで、これまでの方針にもあったが、所定の勤務時間と言われるものというのを、在校等時間という概念で新しく文部科学省が打ち立てた。この在校等時間というのは、学校にずっといたと考えた場合、出勤してから退勤するまでの時間なのだが、その中で休憩時間等、自発的な自己研さんなどに使う時間は除こうということになる。なので、その中に所定の勤務時間というのが入ってしまうのだが。例えばなのだが、ある学校で8時30分から17時15分、市役所と同じような形で教員の勤務時間が決められていて、12時から1時までが休憩だったと。給食等で現実にはそうはいかないが、そうなった場合、例えば8時に出勤し20時に帰宅したとすれば、在校等時間というのは8時から20時までの12時間から休憩時間の1時間を引いた11時間ということになる。ただ、その中で、自己研さんの時間を1時間使ったとすれば、そこからマイナス1時間で10時間になる。

○ この在校等時間というのが、既に休憩時間を差し引いた時間ということでよいか。

- そうである。
- 岡山市教育委員会は岡山市立小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する ということなのだけれども、後楽館高校も同様の範囲ということか。
- 後楽館高校については、勤務条件等については別途条例があり、県立高校の 給与・勤務条件に沿う形で適用されるということになっているので、条例とか 規則からは除いているということになっている。
- 先程の岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針という、この中にも後楽館高校は入らないということか。
- 厳密に申すと、もちろん入らないということにはなるのだけれども、これに

妹尾委員

教育給与課長

妹尾委員

教育給与課長

妹尾委員

教育給与課長 片山委員

教育給与課長

片山委員

教育給与課長

ついては方針というようなこともあり、第一義的にはもちろん県下で使ってい る県の方針を見るというところもあるが、多分に重なっているところもあるの で、実際の運用としては適宜バランスよくやっていくということである。 教育長 ○ ほかにはないか。 全委員 \bigcirc 〈なし〉 教育長 ○ それでは、第8号議案、原案どおり可決してよいか。 全委員 \bigcirc 教育長 ○ 第8号議案、議案どおり可決する。 続いて、第9号議案、今度は幼稚園のほうだが、よろしくお願いする。 教育給与課長 ○ 第9号議案岡山市立幼稚園の教育職員の健康及び福祉を確保を図るための措 置に関する規則の制定についてを提案する。 幼稚園については、条例を去る2月議会で可決していただいて成立したのだ が、この条例に対する規則というものがないので、この上限を定めるために規 則を新たに制定しようとするものである。 内容としては、先ほど申したとおりで、45時間、360時間、例外として 一月100時間未満、年間720時間、6カ月平均80時間、45時間を超え る月は6カ月までという、そういう方針で定めようと考えている。内容として は同じようなものであるが、こちらについては、幼稚園の実際の運営というの は岡山っ子育成局が所管している部分もあるので、教育委員会と岡山っ子育成 局と協力して、この方針及び規則をできるだけ守っていけるよう、先日のご指 摘のとおり、100人が100人というのは正直難しいところではあるが、き ちんと守っていくことができるようにしてまいりたいということで、規則の制 定をお願いしたいと考えている。 ○ 何かご質問、ご意見ないか。 教育長 全委員 〈なし〉 \bigcirc ○ では、第9号議案、原案どおり可決してよいか。 教育長 全委員 \bigcirc 〈承認〉

○ 次に、非公開の審議に移るので、関係者以外の方は退席をお願いする。

教育長

令和2年3月	岡山市教育委員	(非公開)	会詞	義録					
1 開 催 日	令和2年3月17日(火)								
2 開会及び閉会	開会	15時	30分						
	閉会	15時	35分						
3 出 席 委 員	教育	長	菅	野	和	良			
	委	員	石	井	希	典			
	委	員	妹	尾	直	人			
	委	員	片	Щ	美	香			
	委	員	河	内	智	美			
4 会議出席者									
 職 名	氏 名	職	名		氏	名			
教育次長	石 井 雅 裕	教育次長			岡	林 敏 隆			
次長 (教育総務部長兼務)	赤野政治	学校教育部	長		奥	橋健介			
生涯学習部長	重 松 浩二郎	教育企画総	務課長	小	林 芳 由				
教職員課長	島田和男	教職員課課	長補佐		名	合 淳			
5 議題及び結果									
第 10 号議案 岡山市立学校教職員の人事について									